

福島県営農再開支援事業事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、福島県営農再開支援事業の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2876号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)、福島県営農再開支援事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達)及び福島県営農再開支援事業補助金交付要綱(平成25年3月12日付け24農総第2514号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。)の定めによるもののほか、細部の事務取扱について定めるものとする。

第2 実施計画の提出

1 実施要綱第4の1の(1)～(7)及び(9)～(12)、第4の2及び3の事業を実施する場合

(1) 事業実施主体の長は、実施要綱第6に基づき、福島県営農再開支援事業実施計画書(実施要綱の別紙様式第1号)を作成し市町村長に提出する。

なお、リースにより機械等を導入する場合は、実施計画書と併せてリース事業計画書(参考様式)を提出するものとする。

(2) 市町村長は、第1号様式を添付し、管轄する農林事務所長(以下「所長」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。

(3) 所長は、審査の結果適当と認められるときは、市町村長に対し承認を行うものとする(第2号様式)。

(4) 事業実施地区の範囲が単一の市町村域を超え、かつ農林事務所の所管地域内の場合、又は市町村での間接補助事業の実施が困難な場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、直接、管轄する所長に提出し、承認を受けるものとする。なお、当該事業の事業実施主体の長を「地域事業実施主体の長」という。

(5) 事業実施地区の範囲が各農林事務所の域を越える場合又は実施要綱別記12の1の(1)の事業に取り組む場合は、(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、直接、知事に提出し、承認を受けるものとする。なお、当該事業の事業実施主体の長を「広域事業実施主体の長」という。

2 実施要綱第4の1の(8)の事業を実施する場合

(1) 事業実施主体である農業者又は事業実施主体の長(以下「家畜導入事業実施主体の長」という。)は、実施要綱第6に基づき、福島県営農再開支援事業(家畜の導入)実施計画書(実施要綱の別記様式第2号)を作成するとともに、第3号様式を添付の上、営農再開等を行う区域の市町村長を経由して、管轄する所長に提出し、

承認を受けるものとする。

また、実施要綱別記 8 の 5 の (3) の上限額 3, 0 0 0 万円の適用を受けようとする家畜導入事業実施主体の長は、事業の申請にあたり「福島県営農再開支援事業（家畜の導入）補助金補助限度額要件確認申出書」（第 4 号様式）を作成・添付し、市町村長の確認を受けるものとする。

(2) 市町村長は、家畜導入事業実施主体の長から提出された事業実施計画について、必要な調整及び確認を行い、「福島県営農再開支援事業（家畜の導入）実施計画に関する確認書」（第 5 号様式）を添付の上、所轄の所長へ提出するものとする。

(3) 所長は、審査の結果適当と認められるときは、家畜導入事業実施主体の長に対し承認を行うものとする（第 2 号様式）。

第 3 補助金の割当内示

- 1 農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の内報を行うものとする（第 6 号様式の 1）。
- 2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、市町村長、地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長に対し、補助金額を割当内示するものとする（第 6 号様式の 2）。
- 3 なお、広域事業実施主体の長が行う場合にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、知事が割当内示を行う。

第 4 交付申請書の提出

- 1 市町村長、地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長は、第 3 の 2 の規定による補助金額の割当内示があつたときは、別に指示された日までに県交付要綱第 3 による交付申請書を所長に提出するものとする。
- 2 なお、広域事業実施主体の長にあつては、前項の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

第 5 補助金の交付の決定

- 1 知事又は所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、市町村長、地域事業実施主体の長、広域事業実施主体の長又は家畜導入事業実施主体の長に対して交付決定通知書（第 7 号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

第 6 変更届

- 1 事業実施主体の長は、県交付要綱第 4 に規定する軽微な変更を行う場合には、市町村長にすみやかに文書により届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出を受けた市町村長は、変更届（第 8 号様式）を所長に提出するものとする。
- 3 地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず所長に、広域事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわら

ず知事に直接提出するものとする。

第7 実績報告書

- 1 事業実施主体の長は、補助事業が完了したときは、市町村長が定める補助金交付要綱等に基づき補助金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、すべての補助対象事業が適正に完了したことを確認して県交付要綱第10に基づき補助金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。
- 3 所長は、前項の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
- 4 地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず所長に、広域事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず知事に直接提出するものとする。

第8 事業実施状況報告書

- 1 市町村長、地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長は、実施要綱第7の規定に基づき、前年度の事業実績の報告を5月15日までに第9号様式により、所長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた所長は、管轄する市町村、地域事業実施主体及び家畜導入事業実施主体分を取りまとめ、部長に提出するものとする。
- 3 広域事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

第9 事業評価報告書

- 1 事業実施主体の長は、実施要綱第10の規定に基づき、事業実施計画の目標の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、文書で市町村長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、内容を点検評価し、必要に応じ事業実施主体の長に対して適切な指導を行うとともに、別に定める日までに所長に提出するものとする。
- 3 前項の規定による提出を受けた所長は、必要に応じ事業実施主体の長に対して適切な指導を行うとともに、管轄する市町村分を取りまとめ、部長に提出するものとする。
- 4 地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず所長に、広域事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず知事に直接提出するものとする。

第10 成果確認検査

知事又は所長は、実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

第 11 補助金の額の確定

知事又は所長は、第 10 の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。補助金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和 50 年 1 月 27 日付け 50 農林第 14 号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和 51 年 8 月 20 日付け 51 農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

第 12 財産の処分等

- 1 事業実施主体の長は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等をしようとする場合には、「補助事業等により取得し、又は効果の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。（以下「承認基準」という。））の第 3 条の規定に準じ財産処分承認申請書を作成し、市町村長へ提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、財産処分の申請があった場合は、承認基準の第 3 条の規定に準じ承認を行うものとする。
- 4 地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず所長を経由して知事に、広域事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず知事に提出するものとする。

第 13 災害の報告

- 1 事業実施主体の長は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により、処分制限期間内に補助対象財産を利用することが困難となった場合は、災害報告書（第 10 号様式）を作成し、市町村長へ提出するものとする。

なお、事業実施主体の長は、補助対象財産の復旧が不可能であると判断した場合であつて、当該財産処分にかかる収益がないことが明らかな場合は、承認基準の第 7 条の規定に準じ、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、補助関係が終了したことの確認を求められた場合は、承認基準の第 7 条の規定に準じ確認を行うものとする。
- 4 地域事業実施主体の長及び家畜導入事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず所長を経由して知事に、広域事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず知事に提出するものとする。

第 14 その他

県交付要綱及び本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この事務取扱要領は、平成 25 年 3 月 12 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この事務取扱要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この事務取扱要領は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この事務取扱要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。